

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社C営業所に所属し、構内作業員として就労していた。請求人は、平成〇年〇月〇日、自家用車を運転して出勤する途中、カーブを曲がり切れずにガードレールに衝突し、負傷した（以下「本件災害」という。）。
- 2 請求人は、直ちにD病院に搬送され「肝損傷、出血性ショック、腹部打撲」等と診断され、同日のうちにE病院に転送され「肝損傷」と診断され、以後、複数の医療機関において療養した結果、平成〇年〇月〇日治癒（症状固定）した。
- 3 請求人は、治癒後障害が残存するとして、障害給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第10級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害給付を支給する旨の処分をした。

その後、請求人は、腹痛・吐き気を訴え、平成〇年〇月〇日、E病院に受診し「癒着性イレウス」と診断され、療養を開始した。

監督署長は、これを再発と認定し、請求人は療養を継続した結果、平成〇年〇月〇日、再び治癒（症状固定）した。

- 4 本件は、請求人が障害給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は障害等級第10級に該当するものと認めたものの、請求人は、既に障害等級第10級と認定しており、加重には該当しないと判断し、これを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取

消しを求める事案である。

- 5 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求を行ったが、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として再審査請求に及んだ。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

- 2 原処分庁

(略)

第4 争点

請求人に残存する障害が、障害等級第10級を超え、加重に該当する障害であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理由

- 1 当審査会の事実認定

(略)

- 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、前回の障害認定より明らかに状態は悪化し、腹痛等の症状も〇か月に〇回から〇回程出現し、日常生活にも支障があることから、上位等級に評価すべき旨主張しているところ、当審査会において、本件における医学的所見を含む一件記録を精査すると、次のとおりである。

(2) F医師は、平成〇年〇月〇日付け障害給付支給請求書裏面診断書及び同年〇月〇日付け意見書において、「小腸皮膚瘻を残していない。小腸の狭窄を残す。〇か月に〇回程度、腹痛、腹部膨満感、嘔気、嘔吐等の症状が認められる。エックス線画像でケルクリングひだ像が認められる。」と述べていることから、当審査会としては、再治癒後の障害は、障害等級第11級の9「小腸の狭窄を残すもの」に該当すると判断する。

なお、請求人の主張及び一件記録を子細に検討したが、上記の判断を左右するような医学的所見は認められなかった。

(3) 既存障害についてみると、胆のうの障害として、障害等級第13級の3の3

「胆のうを失ったもの」及び小腸の障害として、「○か月に○回程度の腹痛、腹部膨満感、嘔気、嘔吐が認められ、単純エックス線でケルクリングひだ像が脊椎右上方に認められる。」として、第11級の9「小腸の狭窄を残すもの」と認定され、障害等級第10級（準用）と決定されている。

(4) 以上のことから、請求人に残存する現障害として評価すべきものは、小腸の障害としての「小腸の狭窄」第11級の9と、既存障害として「胆のうを失ったもの」第13級の3の3であると認められ、併合の方法を用いて障害等級第10級である判断する。したがって、請求人に残存する障害は障害等級第10級であり、既存障害の障害等級第10級を超えるものとは認められないことから加重には該当しないと判断する。

(5) 請求人は「PTSD」を障害として認定するよう訴えた旨主張している。本件災害に係る精神障害については、要旨、発病は通勤によるものではないとして不支給と決定されており、改めて一件記録を精査したが、当該決定を見直すべき理由は認められない。

よって、「PTSD」について、本件請求に係る障害として評価することはできない。

3 結 論

以上のとおりであるので、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のとおり裁決する。